

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	灯浮標損傷
発生日時	平成29年10月25日 15時29分ごろ
発生場所	香川県坂出市与島西方沖（水島航路第6号灯浮標） 鍋島灯台から真方位289° 1,750m付近 （概位 北緯34°23.3′ 東経133°48.3′）
事故の概要	貨物船せいかい丸は、北北西進中、灯浮標に接触し、灯浮標が損傷した。
事故調査の経過	平成29年12月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 せいかい丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142481、有限会社久万海運
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 灯浮標 レーダーリフレクターが脱落、防護枠等に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水島航路第6号灯浮標付近の潮流 東流、 流速 約1.7ノット（kn）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が単独で船橋当直につき、約13knの対地速力で自動操舵により、岡山県倉敷市水島港玉島地区に向けて与島南西方沖を北北西進した。</p> <p>船長は、東流の潮流による圧流を予想して予定の針路より5°左方に向け、右舷船首方の水島航路第6号灯浮標と安全な通過距離を保って航行することができると思ったので、しゃがみ込み、前方が見えない姿勢で水島ポータラジオとVHF無線電話の交信を行った。</p> <p>本船は、船長が、交信を終えて立ち上がり、前方を見たところ、右舷船首方至近に水島航路第6号灯浮標を認め、直後に同灯浮標に接触した。</p>
分析	<p>本船は、東方に圧流される状況下、与島西方沖において北北西進中、船長が、前方が見えない姿勢でVHF無線電話の交信を行い、前路の見張りを行っていなかったことから、水島航路第6号灯浮標に接近する状況で航行していることに気付かず、同灯浮標に接触し、同灯浮標が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、予定の針路より5°左方に向け、水島航路第6号灯浮標と安全な通過距離を保って航行することができると思ったことから、しゃがみ込み、前方が見えない姿勢でVHF無線電話の交信を行って</p>

	たものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、東方に圧流される状況下、与島西方沖において北北西進中、船長が、前方が見えない姿勢でVHF無線電話の交信を行い、前路の見張りを行っていないため、水島航路第6号灯浮標に接近する状況で航行していることに気付かず、同灯浮標に接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 灯浮標等の近くを航行中は、VHF無線電話で交信を行う場合であっても、周囲の見張りを怠らないこと。・ 潮流に圧流される状況下においては、圧流量を適切に勘案して針路を定めること。